

行為許可申請書(条例第3条第2項)

茨城県知事 殿

令和 年 月 日

原則、許可書及び撮影使用料の納入通知書はこちらの申請者住所に送付します。

ただし、こちらの住所以外に送ってほしい方は、弘道館事務所までご連絡願います。

TEL : 029 - 231 - 4725



住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏名 (株)○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

(電話) ○○○—○○○—○○○

〔法人の場合は、その名称及び代表者の氏名、印〕

都市公園名  
弘道館公園

行為の目的  
○○の撮影

行為の種類  
業として行う映画(動画)の撮影

行為の期間  
○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで 日間

行為の内容  
弘道館内での撮影

行為を行う場所又は公園施設  
弘道館

行為のための占有面積  
m<sup>2</sup>

都市公園管理規則第4条に規定する事項  
撮影時間 ○○時～○○時  
撮影のための人員 ○○人  
使用する物品及び機械 撮影機○台  
現場責任者の住所及び氏名 (住所) ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
(氏名) ○○ ○○

※  食品衛生行商  
 道路使用許可  
 運 転 免 許  
 ( )  
 ( )  
 ( )  
 ( )

※ 腕 章  
No.  
青 赤  
黄 白  
桃 水  
緑

※ 腕章交付者  
※ 腕章受領者

※印は記入しないこと。

## 動画撮影

### (1) 手続きの流れ

#### 《通常の申請の場合》

① 様式第6号「行為許可申請書」をダウンロードして必要事項を記載の上、撮影日の5日前(土日祝日を除く)までに弘道館事務所に「行為許可申請書」の原本及び撮影企画書(番組概要・スケジュール等)を郵送または持参すること。

↓

② 弘道館事務所で申請書の審査後、許可書を発行し、申請者に送付。

↓

③ 撮影当日は、許可書を持参して撮影を行うこと。

↓

④ 後日、申請者に納入通知書を送付するので、納入期限までに振り込むこと。

#### 《急用の申請の場合》

① 「行為許可申請書」をFAXで弘道館事務所に送付すること。

↓

② 撮影当日、弘道館事務所に「行為許可申請書」の原本を提出すること。  
引き換えに許可書を渡すので、それを持って撮影を行うこと。

↓

③ 後日、申請者に納入通知書を送付するので、納入期限までに振り込むこと。

### (2) 撮影使用料について

【動画撮影：1日につき 11,150円】

### (3) 問い合わせ及び送付先

弘道館事務所

〒310-0011 水戸市三の丸1丁目6-29

(TEL: 029-231-4725) (FAX: 029-227-7584)